

令和4年度第1回中間市福祉有償運送運営協議会
(書面会議) 会議次第

1 書面審議期間

令和5年1月27日(金)から令和5年2月10日(金)まで

2 各委員及び事務局紹介【参考資料】

3 議事

協議事項

(1) 中間市福祉有償運送運営協議会設置要綱(案)について【資料1】

(2) 中間市福祉有償運送運営指針(案)について【資料2】

(3) 中間市における福祉有償運送の必要性について【資料3】

4 その他

(1) 次回の開催について

中間市福祉有償運送運営協議会委員名簿 (順不同、敬称略)

氏名	所属
篠田 耕一	中間市
小林 義人	有限会社ことぶきタクシー
高亀 勝	有限会社ホームタクシー
黒土 功	産業タクシー株式会社
嶋津 善孝	ひかり第一交通株式会社
貞包 健一	一般社団法人北九州タクシー協会
池田 久紀	中間市自治会連合会
東 祐樹	国土交通省九州運輸局福岡運輸支局
石井 裕憲	全国自動車交通労働組合連合会福岡地方連合会
安徳 保	中間市社会福祉協議会

中間市福祉有償運送運営協議会事務局

氏名	所属
冷牟田 均	中間市保健福祉部福祉支援課長
谷口 大介	中間市保健福祉部福祉支援課障がい者福祉係長

中間市福祉有償運送運営協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第2号の福祉有償運送をいう。以下同じ。）の必要性、旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、施行規則第51条の7第1号の運営協議会として中間市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）申請（法第79条の登録（法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の変更登録を含む。）の申請をいう。）に係る福祉有償運送に関し、一般旅客自動車運送事業者によることの困難の有無及び地域における必要な旅客輸送を確保するための要否に関する事。
- （2）法第79条の8第1項の旅客から収受する対価に関する事。
- （3）協議会において協議が調った事項の変更に関する事。
- （4）福祉有償運送のサービス内容その他の福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項
- （5）協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（組織）

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから中間市長（以下「市長」という。）が就任を依頼する。

- （1）市長又はその指名する中間市の職員
- （2）バス事業者、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- （3）一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- （4）中間市民又は福祉有償運送の利用が想定される者
- （5）福岡運輸支局長又はその指名する者
- （6）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- （7）中間市内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人その他の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- （8）前各号に掲げる者のほか、学識経験を有する者その他の協議会の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 3 委員は、任期中であっても、前条第2項各号に掲げる身分を失ったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。ただし、市長が委員でないときは、委員のうちから市長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。この場合において、第3条第2項第2号から第8号までに掲げる委員については、会議に代理人を出席させることができる。
- 3 会議の議事は、出席委員（前項後段の代理人を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料の提出を求め、又は会議への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(書面会議)

第7条 協議会は、特に必要と認められる場合又は次に掲げる事項について協議する場合は、書面による会議（以下この条において「書面会議」という。）を行うことができる。

- (1) 第2条第1号に掲げる事項（法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録の申請を行う場合に限る。）
- (2) 第2条第3号に掲げる事項（軽微な変更に限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

2 書面会議を行うときは、会長は、前条第1項の規定による招集に代えて、委員に対し、期限を定めて表決その他の意見を記した書面（以下「表決等」という。）の提出を求めるものとする。

3 前項の期限までに表決等が提出されたときは、当該表決等を提出した委員は、会議に出席したものとみなす。

4 前条第2項本文及び第3項の規定は、書面会議について準用する。この場合において、

同条第3項中「出席委員（前項後段の代理人を含む。）」とあるのは、「委員から表明された意見」と読み替えるものとする。

（守秘義務）

第8条 委員（第6条第2項後段の代理人を含む。）は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

（協議結果の取扱い）

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において施行規則第51条の8第3項の協議が調った場合には、同項の申請者は、速やかに関係運輸支局等に法第79条の2の規定による登録の申請を行うものとする。

（報償費の支給）

第10条 協議会は、出席した委員に対し、報償費として日額3,500円を支給するものとする。ただし、第3条第2項第1号及び第5号に掲げる委員には支給しない。

（事務局）

第11条 協議会の事務局は、保健福祉部福祉支援課に置く。

2 事務局は、協議会の庶務を処理するほか、福祉有償運送に関する相談、苦情等に対応するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

中間市福祉有償運送運営指針（案）

1. 目的

中間市における福祉有償運送（以下「運送」という。）の安全かつ適切な運営を図るため、福祉有償運送の登録に関する処理方針について（令和2年11月27日付国自旅第317号国土交通省自動車局長通知）に基づき、中間市福祉有償運送運営指針（以下「指針」という。）を定める。

2. 運送主体

運送の実施主体（以下「運送主体」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第48条に規定する下記の法人等とする。

- (1) NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人）
- (2) 一般社団法人又は一般財団法人
- (3) 認可地縁団体（地方自治法第260条の2第7項に規定する団体）
- (4) 農業協同組合
- (5) 消費生活協同組合
- (6) 医療法人
- (7) 社会福祉法人
- (8) 商工会議所
- (9) 商工会
- (10) 労働者協同組合
- (11) 営利を目的としない法人格を有しない社団

3. 責務

運送主体は、指針に沿って、安全かつ適切な運送の実施に努めなければならない。

4. 運送の形態

運送の形態は、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価により、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別サービスをするものとする。

【実費の範囲とは】

- ・ 旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であること。
- ・ 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。

5. 運送の対象

- (1) 運送の対象は、他人の介助なしには移動することが困難であり、かつ、単独ではタクシ

一等の公共交通機関を利用することが困難な者（身体障害者等）であって、あらかじめ実施主体に会員登録をした者（以下「会員」という。）及びその介助者または付添人である。運送の発地又は着地のいずれかが中間市内にある場合に限るものとし、介助者または付添人については、会員と同乗する場合のみ運送の対象とする。

(2) 会員は、中間市内に住所を有し、以下に掲げる者とする。

- ①身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
- ②介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ③介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ④障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第4号に規定する知的障害者
- ⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第5条に規定する精神障害者
- ⑥介護保険法施行規則施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- ⑦その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他障害を有する者

(3)運送主体は、会員の氏名、住所、年齢、身体障害者手帳の交付等の事実その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理するものとし、運送の実施において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、運送主体を退いた後もまた同様とする。

6. 使用車両

(1) 運送に使用する車両は、運送主体が使用権原を有する乗車定員11人未満の以下に掲げる自動車とする。

- ①寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- ②車いす車：車いすの利用者が車いすのままで車内に乗り込むことが可能な自動車であって、スロープまたはリフト付きの自動車
- ③兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ④回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- ⑤セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

【使用権原を有することについて】

当該車両の自動車検査証の使用者が運送主体とならない場合にあつては、当該車両の自動車検査証の使用者と運送主体との間で契約を締結するものとする。なお、当契約には、福祉有償運送の管理及び運営、事故発生や苦情等への対応について、運送主体が責任の一切を

負うことが明記されている必要がある。

(2)使用車両に関する表示

①使用車両には、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシートまたはペンキ等による横書きとする。この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

(ア) 運送主体の名称

(イ) 「有償運送車両」の文字

(ウ) 登録番号

②登録証の交付を受けた運送主体は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

③運送主体は、以下に掲げる事項を記載し、かつ、運転者の写真を貼り付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、または使用車両内に掲示しなければならない。

(ア) 作成番号及び作成年月日

(イ) 運送主体の名称

(ウ) 運転者の氏名

(エ) 運転免許証の有効期限

(オ) 施行規則第51条の16第1項及び第3項に規定する要件に係る事項

7. 運転者の要件

(1)施行規則第51条の16に規定する要件を備える者とする。

(2)登録後において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故を引き起こした運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。

8. 損害賠償措置

(1) 運送主体は、運送に使用する車両すべてについて、運行により生じた旅客その他の者の生命、身体または財産の損害を賠償するための措置であって、国土交通大臣が告示で定める基準（国土交通省告示第1171号）に適合する以下の措置を講じておかなければならない。

① 対人保険 8,000万円以上

② 対物保険 200万円以上

③ 自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと。

④ 期間中の支払額に制限がないこと。

(2)登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や

正当な理由のない解約をしてはならない。

9. 対価の基準

(1) 運送の対価

運送の対価は、以下に掲げる基準を目安に、運送主体が営利を目的としていると認められない妥当な範囲内で定めるものとする。ただし、①及び③については、中間市福祉有償運送運営協議会において調った協議結果に基づき、その範囲を超えて定めることができるものとする。

- ① 中間市におけるタクシーの上限運賃額（ハイヤー運賃を除く。）の概ね2分の1の範囲内であること。
- ② 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。
- ③ 運送の対価を距離制または時間制で定める場合であって、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあっては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね2分の1の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。

(2) 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用または設備の対価にあって、以下に掲げる料金を実費の範囲内で定めるものとする。

① 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金

② 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金

③ その他の料金

介助料（乗車介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など

(3) 対価の適用方法

- ① 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用する際にあらかじめ旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要があること。
- ② 福祉有償運送に係る運送の対価にあっては、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、③に規定する複数乗車（1回の運行で複数の利用者を運送する場合であって、旅客1人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。

- ③福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離または時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内にあると認められるか、または平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離または時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができるものであること。ただし、中間市福祉有償運送運営協議会において調った協議結果に基づき、その範囲を超えて定めることができる。
- ④運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備または提供した役務の種類ごとに金額を明記すること。
- (4)タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことをあおって会員等の募集を行ってはならない。

10. 運送主体における管理運営体制

運送主体は、以下に掲げる規定に基づき、運行管理体制の整備、運転者に対する指揮命令系統の明確化及び事故防止についての教育・指導体制を明確に整備するものとする。

- ① 施行規則第51条の16（自家用有償旅客運送自動車の運転者）
- ② 施行規則第51条の17（運行管理）
- ③ 施行規則第51条の18（運行管理の責任者の講習）
- ④ 施行規則第51条の19（運行に関する計画）
- ⑤ 施行規則第51条の20（交代するための運転者の配置）
- ⑥ 施行規則第51条の21（異常気象時等における措置）
- ⑦ 施行規則第51条の22（安全な運転のための確認等及び乗務記録）
- ⑧ 施行規則第51条の23（運転者台帳及び運転者証）
- ⑨ 施行規則第51条の24（整備管理）
- ⑩ 施行規則第51条の25（事故の対応に係る責任者の選任等）
- ⑪ 施行規則第51条の30（苦情処理）

中間市における福祉有償運送の必要性について

1. 福祉有償運送について

福祉有償運送とは、他人の介助なしには移動することが困難であり、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者（身体障害者等）に対して、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを提供することをいいます。

基本的には、タクシー等の公共交通機関がその担い手となりますが、既存のタクシー等によっては十分な輸送サービスが提供されない場合もあり、これまで一定の要件を満たした場合に、NPO法人等に対して自家用自動車による有償運送の例外許可がなされ、福祉輸送サービスの確保が図られてきたところです。

昨今、少子高齢化の進展により、移動制約者の福祉輸送サービスに対するニーズが顕在化し、また、多様化しています。このような中、NPO法人等による福祉有償運送は、タクシー等による輸送サービスを補完するものとして、移動制約者の輸送の確保のため、今後さらに重要性が高まっていくものと考えられています。

こうした状況を踏まえ、国において、平成18年10月の道路運送法の改正により、NPO等による福祉有償運送がより一層安全・安心な輸送サービスとして提供されるよう、新たに登録制度として明確化されました。

登録の要件としては、タクシー等事業者による輸送サービスの提供が困難である場合に、地域住民の生活に必要な輸送を確保するため必要であることについて、地方公共団体、タクシー等事業者及びその組織する団体、住民等の地域の関係者が合意していること、輸送の安全や旅客の利便の確保のために必要な措置を講ずると認められることなどとされています。

2. 福祉有償運送運営協議会について

福祉有償運送運営協議会は、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について、前述の地域の関係者が集まり、協議する場です。また、協議会は、移動制約者に必要な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与するよう、福祉有償運送事業者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとされています。

【参考】近隣他市町の設置状況

北九州市、水巻町、荻田町、宗像市、福津市、飯塚市

中間市の人口と高齢者の状況について

(各年度の3月末時点)

年度	人口	高齢者人口	高齢化率	後期高齢者人口	後期高齢化率
H29	42,206	15,454	36.60%	8,014	19.00%
H30	41,785	15,493	37.10%	8,132	19.50%
R1	41,299	15,508	37.60%	8,206	19.90%
R2	40,769	15,534	38.10%	8,194	20.10%
R3	40,145	15,390	38.30%	8,245	20.50%

※高齢者とは65歳以上の人、後期高齢者とは75歳以上の人をいいます

中間市において、人口の減少に伴い、高齢化率は上昇傾向を示しており、令和3年度は平成29年度比で1.7ポイント増です。また、後期高齢者数についても同様に増加傾向にあり、令和3年度は平成29年度比で2.9%増です。

今後も、全国的な傾向と同様、後期高齢者の人口が増えることにより、移動に支援が必要な方は増えていくものと思われます。

中間市における要支援・要介護認定者数について

(各年度の3月末時点)

年度	要支援		要介護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
H29	806	530	692	459	296	291	203	3,277
H30	852	536	731	409	322	310	186	3,346
R1	832	553	749	456	335	310	193	3,428
R2	789	562	748	443	358	334	182	3,416
R3	798	541	769	423	364	365	184	3,444

中間市における認定者の総数は増加傾向にあり、令和3年度は平成29年度比で5.1%増です。

要介護度4、5の認定者数及び全体に占めるその割合は、増加または横ばい傾向を示しています。また、要介護3の認定者数についても増加傾向を示していることから、今後、より高い介護認定の方が増える見込みがあります。

このことから、移動に支援が必要な方は増えていくものと思われます。

中間市における身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持件数について

(各年度の3月末時点)

年度	区分	身体障害者手帳			療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
		総数	肢体不自由		総数	そのうち 最重度・重度	総数	そのうち 1,2級
			総数	そのうち 1,2級				
H29	障がい者	2,285	1,163	352	297	212	425	295
	障がい児	34	18	14	79	17	7	4
H30	障がい者	2,226	1,119	331	309	218	457	309
	障がい児	35	16	11	82	18	7	3
R1	障がい者	2,189	1,096	400	338	226	461	310
	障がい児	30	15	9	75	20	8	6
R2	障がい者	2,137	1,057	395	345	229	500	339
	障がい児	28	14	9	71	22	9	8
R3	障がい者	2,098	1,036	390	343	235	570	385
	障がい児	28	14	8	96	23	13	10

※複数の手帳を所持している場合はそれぞれ1件として計上しています

中間市における身体障害者手帳の所持件数は年々減少しています。身体障害者手帳の障がい種別のうち、移動に支援が必要と考えられます「肢体不自由」の所持件数についても、同様に減少傾向にあり、障がい者において令和3年度は平成29年度比で129人減少しています。その一方、「肢体不自由」のうち重度に該当します1,2級の件数は、平成29年度比で38人増です。

また、知的障がいのある人に対し交付される療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持件数はともに増加しており、障がい者において令和3年度の総数は、平成29年度比でそれぞれ15.5%増、34.1%増です。

単独では移動が困難でありタクシー等の公共交通機関を利用できないという状況は、さまざまな障がいに起因するものと考えられます。

今後、手帳所持者の障がいの重度化や加齢に伴い、支援が必要な方が増えていくことが見込まれます。

中間市における障がいのある人、高齢者の運送の状況について

1. 障がいのある人、高齢者の運送状況について

基本的には、見守りや介助を必要としない障がいのある人や高齢者の方を受け入れている状況にあります。車いすが必要な方であっても、折り畳み可能なタイプで利用者自身で移動や乗降ができる方、介助できる方が同乗される場合に対応可能とのことでした。

2. タクシー事業者における車両台数

●市内タクシー

保有車両（台）	実働車両（台）
77	71

●近隣の介護タクシー

保有車両（台）	実働車両（台）
20	20

3. 市内タクシー事業者におけるユニバーサルデザインタクシーの導入状況

回答項目	回答数（複数回答含む）	導入台数（台）
導入済み	1	2
導入予定あり	0	/
導入を検討中（※）	2	
導入予定なし	1	
未定	1	

（※）令和5年度に3台導入検討中、令和6年度導入を検討中。

市内タクシーでは、ユニバーサルデザインタクシーが2台導入されており、今後の導入を検討している会社もありました。一方、掲載していませんが、近隣の介護タクシーは、次回の車両の入替時に導入を検討する予定のほか、リクライニング式の車いすや通常の車いす対応の車両、ストレッチャーが収容できる車両を使用しているために導入しておらず、その予定もないとのことでした。

【参考】タクシー1台あたりの運送人数について

●市内タクシー

	令和3年度末の数（人）	実働車両1台あたりの人数（人/台）
高齢者の人口	15,390	217
身体・療育・精神の障害者手帳所持者数	3,148	44

※高齢者とは65歳以上の人のことをいいます。

●介護タクシー

	令和3年度末の数（人）	実働車両1台あたりの人数（人/台）
介護保険要介護・要支援認定者数	3,444	172
重度の身体・療育・精神の障害者手帳所持者数	1,654	83

※重度の手帳とは、障がいの程度が身体では1・2級、療育ではA判定、精神は1・2級のことです。

4. 医療的ケアの必要な人の運送の状況について

4-1. 市内タクシーの対応状況

市内のタクシー事業者は、対応不可と回答されております。理由としては、医療的サポートや介助について乗務員のみでの対応が難しいことが挙げられます。医療的ケアは不要でも乗降に介助が必要な方においては、介助について乗務員が専門知識を有していないこと、十分な経験がないことなどにより対応できないとのことでした。

4-2. 近隣の介護タクシーの対応状況

介護タクシー会社の多くで、本人の状態と、医療的ケアを行える付添人の同乗が必要なこと、運送時にも必要な酸素ボンベや吸引器などの器材を利用者側で用意できる場合に、運送が可能であるとの結果でした。

予約なしの突発的な通院にも対応できることもありますが、原則、利用にあたり事前に予約が必要となります。事業所の体制や予約時間が重複するなどにより受入れを断ることもあるため、各社とも現在の受入状況が適当であるとのことでした。

運送の目的は主に、通院や退院、買物、銀行であり、基本的には目的地が遠方でも対応可とのことでした。

福祉有償運送の対象者となる要件について【資料3・参考資料】

道路運送法施行規則(昭和26年8月18日運輸省令第75号)

最終改正: 令和4年9月30日号外国土交通省令第71号

改正内容: 令和4年9月30日号外国土交通省令第71号[令和4年10月1日]

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が行うものであつて、次に掲げるものとする。

- 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送(以下「交通空白地有償運送」という。)
- 二 乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第二条第一項に規定するタクシーをいう。)その他の公共交通機関を利用することが困難な者(特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十九の名簿に記載されている者)及びその付添人の運送(以下「福祉有償運送」という。)
 - イ 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五条に規定する精神障害者
 - ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第四号に規定する知的障害者
 - ニ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
 - ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
 - ヘ 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
 - ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者